協議項目	一般職の職員の身分の取り扱い	協議細目	
調整の方針	(1) 修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の一般職の職員は新市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員数については、類似団体の定員を目標に、定員管理の適正化に努めるものとする。 (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。		

項目		修善寺町		土肥町		天城湯ケ島町		中伊豆町		備考
1 職員定数及び実職員数	区分	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年12月1日現在)		
		条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	条例定数(人)	実職員数(人)	
	町・村長の事務部局の職員	128	124	83	60	62	62	95	95	
	議会の事務部局の職員	1	2	1	2	2	2	1	1	
	選挙管理委員会の事務部局の職員	1	0	1	0	1	0	2	0	
	監査委員の事務部局の職員	1	0	1	0	1	0	1	0	
	教育委員会の事務部局の職員	12	13	5	12	8	8	10	9	
	教育委員会の所管に属する学校 その他の教育機 関の職員	25	21	22	12	29	23	15	15	
	農業委員会の事務部局の職員	1	0	1	0	4	0	2	0	
	公営企業事務部局の職員		6		15	30	23	5	4	
	合計	169	166	114	101	137	118	131	124	

2 職制	区分	(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		(平成14年4月1日現在)		
		職名	職員数(人)	職名	職員数(人)	職名	職員数(人)	職名	職員数(人)	
	課長級	統括課長・課長	16	課長 国民宿舎支配人	9	参事兼課長 課長、局長	11	参事兼課長 課長、局長、主幹	11	
	課長補佐級	課長補佐・主幹	26	課長補佐 保育園長	2	課長補佐 主幹	19	室長	2	
	係長級	係長	4	係長	13	係長	12	係長 所長、園長	25	
	主査級	主査	16	主査	8			主査	18	
	主任級	主任	31	主任	15	主任	27	主任	15	
	主事級	主事	46	主事 技師	30	主事	32	主事	28	
	主事補級	主事補	3	主事補 技師補	5	主事補	4	主事補	3	
	合計		142		82		105		102	

項目	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町	備考

協議項目			一般職の職員の身分の取り扱い						協議細目		
3 給与	1．給料表の種類	行政職	行政職給料表	8級制（国と同じ）	行政職給料表	8級制（国と同じ）	行政職給料表	8級制（国と同じ）	行政職給料表	8級制（国と同じ）	平成14年4月1日現在 (注1)ラスパイレス指数－国家公務員の給与水準を100として地方公務員の給与水準と比較したときの指数
		単純労務職	単純労務職給料表	4級制（国と同じ）	単純労務職給料表	3級制	単純労務職給料表	3級制	単純労務職給料表	4級制（国と同じ）	
	2．ラスパイレス指数（注1）	一般行政職	96.3		92.3		94.5		96.3		
		技能労務職									
	3．職員1人当たり給与	区分	（平成14年4月1日現在）		（平成14年4月1日現在）		（平成14年4月1日現在）		（平成14年4月1日現在）		※給与月額＝ 給料月額＋（扶養手当＋通勤手当＋住居手当）月額
		一般行政職	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	
			平均給料月額	334,500	平均給料月額	315,000	平均給料月額	307,200	平均給料月額	330,900	
			平均給与月額	336,000	平均給与月額	327,860	平均給与月額	326,900	平均給与月額	348,036	
			平均年齢	41.6	平均年齢	40.8	平均年齢	38.8	平均年齢	40.3	
		単純労務職	平均給料月額	200,700	平均給料月額	246,600	平均給料月額	210,100	平均給料月額	239,000	
			平均給与月額	208,400	平均給与月額	257,160	平均給与月額	217,000	平均給与月額	246,750	
			平均年齢	51.8	平均年齢	50.8	平均年齢	50.3	平均年齢	50.0	
	4．特殊勤務手当		危険手当・不快手当・現業手当				危険手当・不快手当・業務手当		危険手当・不快手当・現業手当 税務手当・外勤手当		
参考法令			〔市町村の合併の特例に関する法律（抄）〕 （職員の身分取り扱い） 第9条　合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。 2　合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。 〔地方公務員法（抄）〕 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条　地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3　特別職は、左に掲げる職とする。 （1）　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 （1）の2　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 （1）の3　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 （2）　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これらに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの （3）　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 （4）　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの （5）　非常勤の消防団員及び水防団員の職								